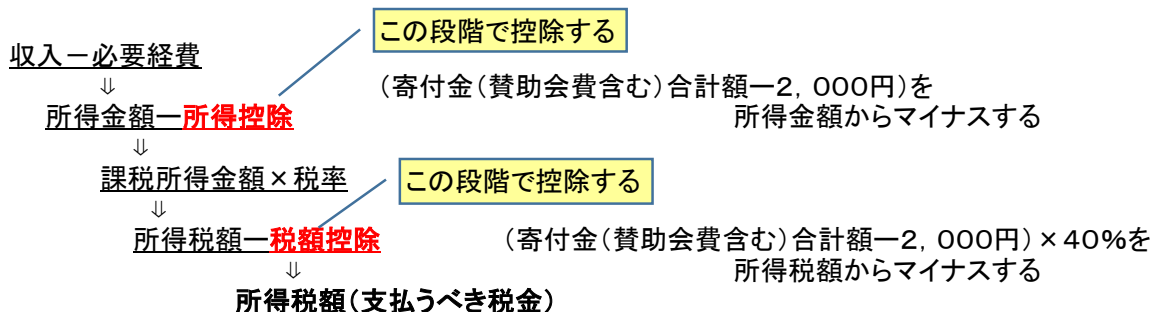


公益社団法人 大阪府剣道連盟に対する寄付金(賛助会費含む)は  
2020年4月1日から「税額控除の対象」になります

- 税額控除って？  
納めた寄付金(賛助会費含む)の一部が、支払うべき税金から控除(マイナス)される減税措置です。
- 税金の計算は段階的に行われます  
その計算方法は2通りあり、どちらか有利な方を選ぶことができます。



□ では、どちらを選べばお得ですか？試算してみましょう

(単位:円)

寄付金(賛助会費含む)		3,000	10,000	50,000	100,000	500,000		
課税所得金額	税率	減税(還付)される金額						
～195万円	5%	所得控除	50	400	2,400			↑ 税額控除 がお得 ↓
		税額控除	400	3,200	19,200			
～330万円	10%	所得控除	100	800	4,800	9,800		
		税額控除	400	3,200	19,200	39,200		
～695万円	20%	所得控除	200	1,600	9,600	19,600	99,600	
		税額控除	400	3,200	19,200	39,200	199,200	
～900万円	23%	所得控除	230	1,840	11,040	22,540	114,540	
		税額控除	400	3,200	19,200	39,200	199,200	
～1800万円	33%	所得控除	330	2,640	15,840	32,340	164,340	
		税額控除	400	3,200	19,200	39,200	199,200	
～4000万円	40%	所得控除	400	3,200	19,200	39,200	199,200	引き分け
		税額控除	400	3,200	19,200	39,200	199,200	
4000万円超	45%	所得控除	450	3,600	21,600	44,100	224,100	所得控除 がお得
		税額控除	400	3,200	19,200	39,200	199,200	

◎ 確定申告の際、年収4000万円(目安)を超えなければ、税額控除の方がお得です。

皆様方の気持ちを、この素晴らしい日本の伝統文化である剣道の次世代への継承と発展に  
公益社団法人 大阪府剣道連盟の事業に引き続きご支援よろしく申し上げます。

(2020. 4. 1)